

日本学術会議における 活動の手引き

—第25期会員及び連携会員の皆様へ—



令和2年9月

日本学術会議の沿革

年月	主な出来事
昭和 23 年 7 月	日本学術会議法公布
12 月	日本学術会議法に基づく第 1 回選挙施行、12 月 20 日に当選人確定 ※会員選出方法は公選制
昭和 24 年 1 月	内閣総理大臣の所轄の下に日本学術会議設立（第 1 回総会） ※これにより、旧学術三団体のうち、学術研究会議は廃止、 日本学士院は日本学術会議に含まれる荣誉機関となる
昭和 31 年 4 月	日本学士院が文部省に移管され、日本学術会議から独立
昭和 45 年 7 月	現庁舎に移転 ※それまでは日本学士院の庁舎を使用
昭和 59 年 5 月	日本学術会議法の一部を改正する法律施行 →会員選出方法を学協会を基盤とする推薦制へ変更
平成 13 年 1 月	中央省庁等改革基本法施行に伴い、総務大臣の所轄へ
平成 17 年 4 月	日本学術会議法の一部を改正する法律の一部施行に伴い、再び内閣 総理大臣の所轄へ
10 月	日本学術会議法の一部を改正する法律施行 →会員選出方法を現会員による選出へ変更

目次

1. 日本学術会議とは？	3
2. 会員や連携会員の位置付け、役割	4
3. 日本学術会議の組織	
(1) 会長、副会長	9
(2) 総会	10
(3) 部、部会	10
(4) 幹事会	10
(5) 委員会	
①機能別委員会	12
②分野別委員会	12
③課題別委員会	12
(6) 分科会等	14
◇委員会、分科会等の開催における留意点◇	15
◇ビデオ会議における留意点◇	16
(7) 地区会議	16
(8) 若手アカデミー	17
4. 日本学術会議の活動	
(1) 政府・社会に対する提言等	18
◇提言等の作成における留意点◇	21
(2) 科学リテラシーの普及・啓発	23
◇シンポジウム等における留意点◇	24
(3) 科学者間ネットワークの構築	25
(4) 国際活動	26
①国際学術団体への加盟・貢献、代表派遣	26
②各国アカデミーとの連携・交流	27
③アジア学術会議の運営・開催	28
④国際学術会議・シンポジウムの開催並びに後援	28
⑤フューチャー・アースの国際的展開	28
(5) 緊急事態時における活動	30
5. その他	
(1) 日本学術会議事務局について	32
(2) 「SC」掲示板について	33
巻末資料	34

1. 日本学術会議とは？

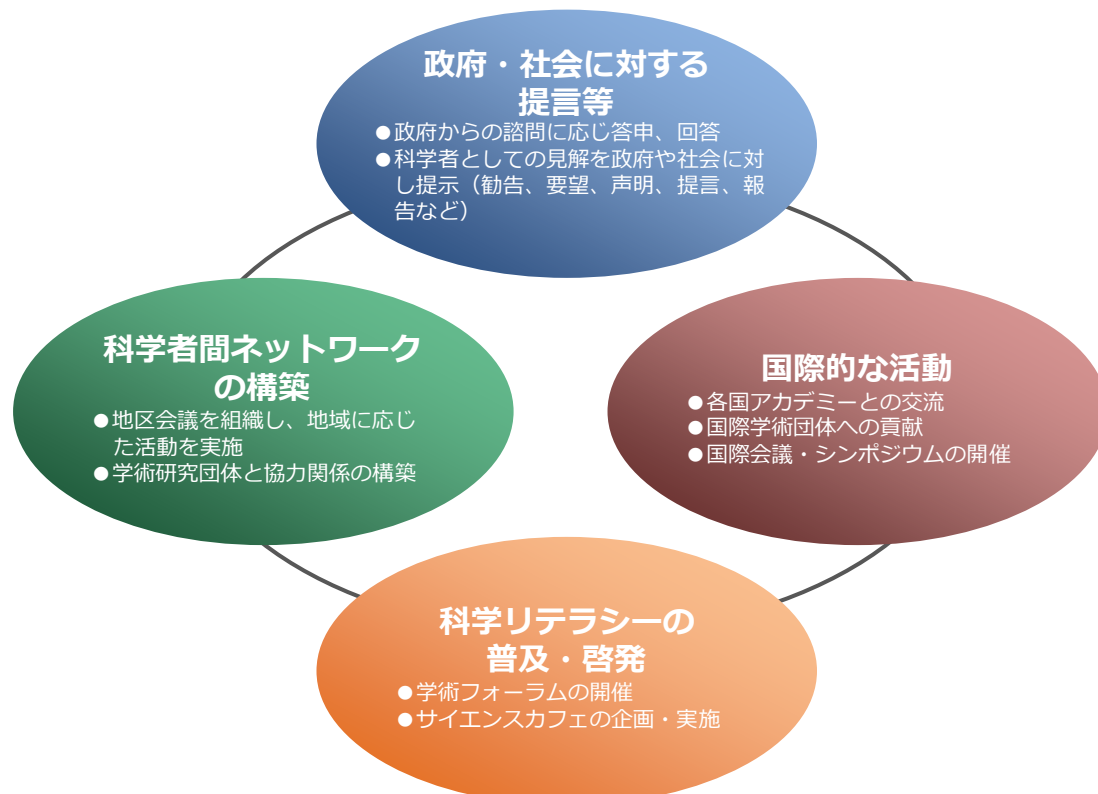
日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として、昭和 24 年（1949 年）1 月に設立されました。

内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う内閣府の「特別の機関」であり、全国約 87 万人※の科学者の代表として選出された 210 名の会員と約 2000 名の連携会員により、組織されています。

※出典：令和元年度総務省科学技術調査

- 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること
- 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること

の 2 つを職務として、以下のような活動を行っています（それぞれの活動の詳細については、p18 以降参照）。



2. 会員や連携会員の位置付け、役割

会員と連携会員は、ともに、優れた研究又は業績がある科学者の中から選考されます。

会員は日本学術会議の活動の中核を担い、連携会員は会員と連携して、審議活動、国際活動などの活動に参画します。

会員は特別職の国家公務員、連携会員は一般職の国家公務員にそれぞれ該当し(ともに非常勤)、会議への出席などの活動について、原則として、国家公務員関係の法令に基づき、手当(給与に相当)や旅費が支払われます[※]。なお、会議出席に係る手当等の支給について、同日に複数の会議が開催された場合は、出席一日単位での支給となります。

※ 支給の対象とならない場合もあるため、具体的にはそれぞれの活動に係る説明の箇所をご参照ください。なお、常勤の公務員及び行政執行法人の職員については、原則として手当は支給されません。

会員や連携会員の役割、任期、再任等の詳細については、次のページの表を参照してください。

日本学術会議の肩書の利用について

日本学術会議の会員や連携会員の皆様の多くは、大学等の研究・教育機関、政府関係機関、企業などでご活躍されています。会員や連携会員が学術的意見を公表するなど、社会的な活動をされる際は、ぜひ「日本学術会議会員 (Council Member of Science Council of Japan)」又は「日本学術会議連携会員 (Member of Science Council of Japan)」の肩書を積極的に利用していただきますようお願いいたします。

会員と連携会員の位置付け			
種別 (根拠規定)	役割等	選考・任命等	任 期
会員 (法第7条)	日本学術会議(＝総会)を組織。 (法第7条第1項) 部に所属。(法第11条第4項) 幹事会は会長・副会長・各部の役員で構成。(法第14条第2項) 会長は会員の互選。(法第8条第2項) 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て会長が指名。(法第8条第3項)	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦。(会則第8条第1項～第3項) 内閣総理大臣が任命。(法第7条第2項) 特別職の国家公務員(非常勤)	6年 (法第7条第3項) 補欠の会員は前任者の残任期間(法第7条第4項)
一般の連携会員 (注1) (法第15条、令第1条第1項、会則第7条第2項)	会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う。(法第15条第1項) 委員会及び分科会等を組織。(法第15条の2) 【機能別及び分野別委員会の委員長になることはできない。(細則別表第2及び内規第10条)】	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第1項、第2項、第4項) 会長が任命。(法第15条第2項) 一般職の国家公務員(非常勤)	6年 (令第1条第1項) 6年未満の必要な期間を定めることも可(会則第7条第2項)
特任の連携会員 (注1) (法第15条、令第1条第1項、会則第7条第1項)	国際業務又は委員会(機能別委員会本体を除く。)の特定の専門的事項の審議に参画。 【国際学術団体の役員の任期中、課題別委員会の設置期間、又は常置の委員会(注2)及びその分科会等では特定の専門的事項の審議が行われている期間、必要な期間任命】(会則第7条第1項)	委員会の委員に委嘱すべき者を特任の連携会員候補者として、別に定めのある場合を除き、原則として各部が幹事会に推薦。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第5項) 会長が任命。(法第15条第2項)	3年以下 (会則第7条第1項)
(注1)「一般の連携会員」、「特任の連携会員」等の名称は便宜上のもの。			
(注2)「常置の委員会」とは、機能別委員会及び分野別委員会を指す。なお、この他に、課題別委員会等を総称して「臨時の委員会」と呼んでいる。			

再任の制限	定年	会員・連携会員候補者の推薦	備考 (位置付け)
再任不可 (法第7条第5項、附則第6条第3項) 補欠の会員は1回に限り再任可(法第7条第5項ただし書)	70歳	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	会員・連携会員合わせて約2200名の執行役員の的な位置付けとして日本学術会議の運営に携わる。 したがって、総会や部を構成し、運営に関わる事項の審議・決定を行う。 (機能別委員会及び分野別委員会の委員長が会員に限られているのもその趣旨による。)
2回まで再任可 (任命時点で70歳以上は、当該任期限り) (会則第12条第1項)	—	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	委員会及びその分科会等の委員として、また、国際活動において、会員と連携し一体となって活動を行う。
再任の制限なし (会則第12条第3項)	—	なし (会則第8条第1項)	会員及び一般の連携会員のみで担うことの困難な専門的事項の審議や国際活動に専門委員的に参画するため、必要な任期に限って任命される。

日本学術会議栄誉会員について

第 21 期に新たな制度が創設され、次のいずれかに該当する科学者（現に日本学術会議会員又は連携会員である者を除く。）に対して「日本学術会議栄誉会員」の称号を授与することができることとなりました。

- 日本学術会議の活動に多大な寄与をなし、日本の学術の発展に著しい貢献をした科学者
- ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けるなど卓越した研究若しくは業績がある科学者
- 日本の科学者コミュニティの国際的発展に著しい貢献をした科学者

これまでに、以下の 11 名の科学者に授与されています。

赤崎 勇（名城大学教授（終身）、名古屋大学特別教授・名誉教授）

江崎玲於奈（横浜薬科大学長、筑波大学名誉教授）

小林 誠（名古屋大学特別教授、高エネルギー加速器研究機構特別栄誉教授、独立行政法人日本学術振興会学術顧問）

小柴 昌俊（東京大学特別栄誉教授）

李 遠哲（国際科学会議(ICSU)前会長、日本学士院客員、名古屋大学高 (Yuan Tseh Lee) 等研究院名誉院長）

益川 敏英（名古屋大学素粒子宇宙起源研究機構長・特別教授、京都大学名誉教授、京都産業大学益川塾塾頭）

南部陽一郎（シカゴ大学名誉教授、大阪市立大学特別栄誉教授）

※平成 27 年 7 月御逝去

根岸 英一（パデュー大学特別教授、独立行政法人科学技術振興機構総括研究主監）

鈴木 章（北海道大学名誉教授）

利根川 進（マサチューセッツ工科大学教授、理化学研究所脳科学総合研究センターセンター長）

吉川 弘之（国立研究開発法人科学技術振興機構特別顧問、東京大学名誉教授）

（令和 2 年 4 月現在）

栄誉会員は、会員や連携会員とは異なり、日本学術会議を構成するものではありませんが、日本学術会議の求めに応じてその活動に協力することができる（日本学術会議会則第 35 条第 1 項）。この協力の具体的な例として、委員会等の審議に継続して関わっていただくことが必要な場合については、「特別委員」と称してご協力をいただくこととしています。

日本学術会議アドバイザー等について

日本学術会議に以下のアドバイザーを置くことができる。

1. 日本学術会議アドバイザーについて

- (1) 会長又は副会長は、日本学術会議の活動に助言を行う者として、会員又は連携会員の中から、日本学術会議アドバイザーを会長に推薦することができる。ただし、特に必要と認められる場合には、会員又は連携会員以外の者で、優れた研究又は業績を有する者の中から日本学術会議アドバイザーを推薦することができる。なお、幹事会に提案する前に、本人の内諾を得ておくこと。
- (2) 会長は、推薦を踏まえて、幹事会の承認を得て、日本学術会議アドバイザーを委嘱する。
- (3) 会長が推薦する者は6名以内、副会長が推薦する者は9名以内とし、任期は委嘱をした期の期末を超えないものとする。

2. 日本学術会議外国人アドバイザーについて

- (1) 会長、副会長又は各部は、日本学術会議の審議に協力する者として、優れた研究又は業績を有する外国人を日本学術会議外国人アドバイザーとして会長に推薦することができる。ただし、国際会議等への代表派遣を目的とする外国人アドバイザーの推薦を行う際は、国際委員会による審査を経て、会長に推薦するものとする。なお、幹事会に提案する前に、本人の内諾を得ておくこと。
- (2) 会長は、推薦を踏まえて、幹事会の承認を得て、日本学術会議外国人アドバイザーを委嘱する。
- (3) 日本学術会議外国人アドバイザーは9人程度とし、任期は委嘱をした期の期末を超えないものとする。ただし、国際会議等への代表派遣を目的とする外国人アドバイザーの任期は、派遣準備から出張報告提出までの必要最小限の短期間限定することとする。
- (4) なお、外国人アドバイザーについては、国際会議等に代表派遣される場合を除いて、当分の間、その任務に対する海外渡航旅費を支給しない。

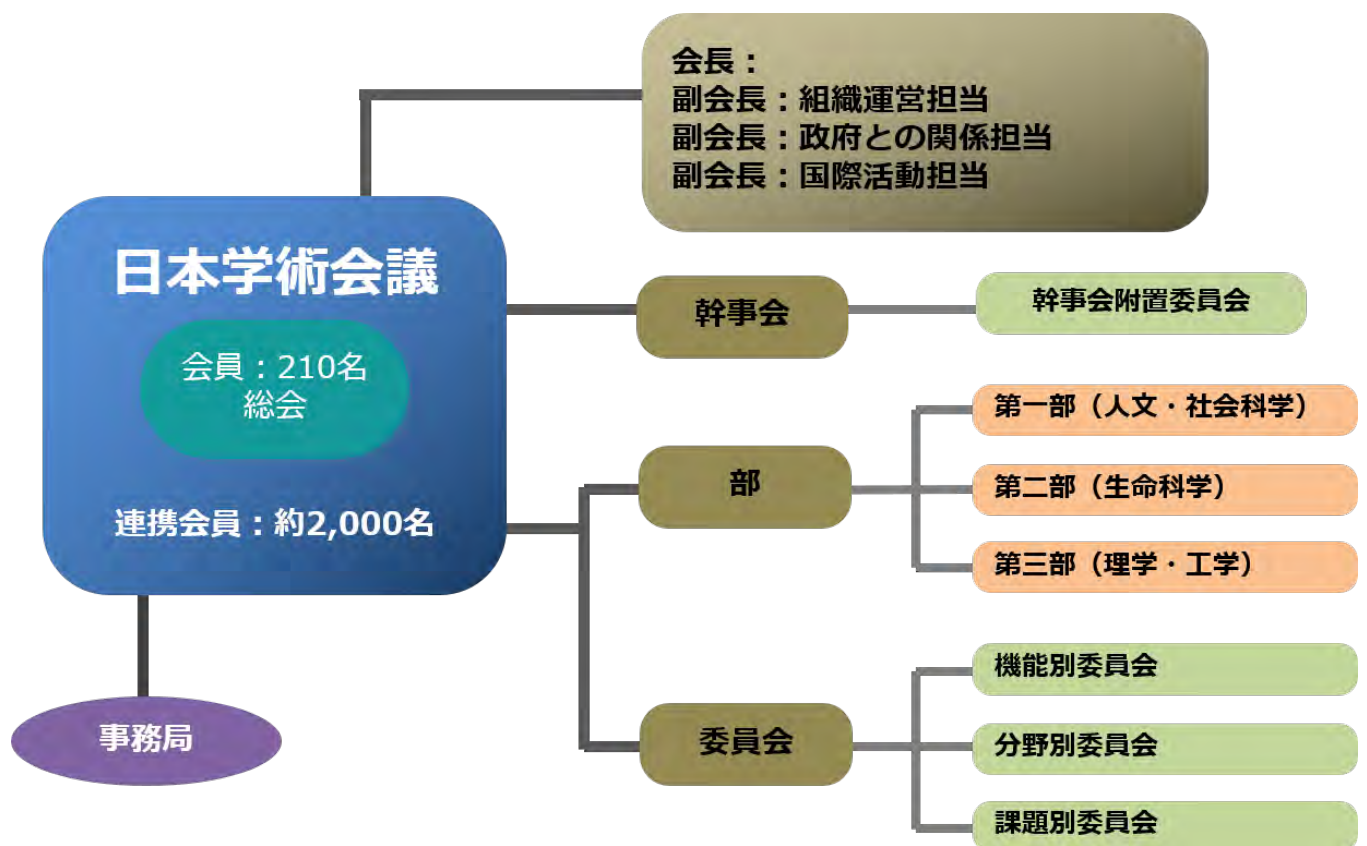
3. 幹事会への出席について

日本学術会議アドバイザー及び日本学術会議外国人アドバイザーは、会長の求めに応じて幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(平成23年日本学術会議第133回幹事会決定)

3. 日本学術会議の組織

日本学術会議の組織は、全体として以下のような構成になっています。



(1) 会長、副会長

会長は、会務を総理し日本学術会議を代表する存在であり、総会において、会員の互選によって選出されます。3名の副会長は会長を補佐する存在であり、会員のうちから、総会の同意を得て会長が指名します。

ともに任期は3年で、再任されることができます。

(2) 総会

位置付け	日本学術会議の最高議決機関であり、会員（210 名）が出席します。
開催頻度 招集者	原則として、毎年 4 月及び 10 月に会長が招集します。また、臨時総会が招集されることもあります。 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しません。
その他	総会への出席に関しては、手当や旅費が支給されます。

(3) 部、部会

位置付け	第 1 部（人文・社会科学）、第 2 部（生命科学）、第 3 部（理学・工学）が置かれ、各分野に関する事項をつかさどります。
構成	会員は、第 1 部～第 3 部のいずれかに所属します。 各部には、部長 1 名（互選により選出）及び副部長 1 名、幹事 2 名（ともに部長による指名）が置かれます。
開催頻度 招集者	部会は、部長の招集により開催されます。夏（7 月～8 月）の夏季部会その他、4 月、10 月の総会時に開催されるのが通例になっています。 部会は、所属する会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しません。
その他	部会への出席に関しては、手当や旅費が支給されます。

(4) 幹事会

位置付け	日本学術会議の運営に関する事項の審議機関です。 幹事会には、総会の多くの権限が委任されており、 ・委員会等の設置と委員の決定 ・提言等の意思の表出の審査及び決定 ・シンポジウム等の開催や後援名義使用の承認 ・国際学術団体への加入・脱退や共同主催国際会議、国際会議等への代表派遣の決定 ・協力学術研究団体への称号付与の承認 等、日本学術会議の活動に関する様々な事項が取り扱われます。
------	---

構成	会長、副会長、各部の部長・副部長・幹事（計 16 名）により構成されます。 ※（参考）幹事会への議案提案者 会長、副会長、各部の部長、常置及び臨時の委員会の委員長。 会員 5 名以上による提案も可。 ※幹事会への議案の提出は、原則として幹事会開催の 14 日前までとなっています。
開催頻度	原則として毎月 1 回、会長が招集します。
招集者	幹事会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席し、かつ各部から 1 人以上の出席がなければ成立しません。
その他	幹事会への出席については、手当や旅費が支給されます。

幹事会には、その任務の遂行上必要に応じ、幹事会附置委員会を置くことができます。

【第 24 期の幹事会附置委員会の例】

- 日本の展望 2020 検討委員会
我が国の学術の長期展望に関する事項について審議
- 外部評価対応委員会
外部評価実施規定第 2 条 1 項の規定に基づき、有識者による外部評価の実施に係る事項について審議
- 広報委員会
学術会議全体としての広報に関する事項について審議

（５）委員会

日本学術会議には、常置又は臨時の委員会が置かれます。委員会は、会員と連携会員で構成し、あらかじめ運営要綱に定められた特定の事項について調査審議を行い、提言等を表出します。

委員会には、委員長 1 名（互選により選出）及び副委員長 1 名、幹事 2 名（ともに委員長による指名）が置かれます。

委員会への出席については、手当や旅費が支給されます。

①機能別委員会（常置の委員会）

日本学術会議の組織運営に関する審議を行うものとして、以下の4つが設置されています。

- 選考委員会：
会員及び連携会員の選考について審議
- 科学者委員会：
科学者コミュニティ内の様々な問題を審議
- 科学と社会委員会：
社会に向けて発言すべき問題を審議
- 国際委員会：
国際活動の調整及び国際的対応について審議

②分野別委員会（常置の委員会）

人文・社会科学、生命科学、理学・工学のすべての領域を30の学術分野に分割し、それぞれの分野の様々な問題を審議します。会員・連携会員の主たる活動の場であり、ほとんどの会員・連携会員が、分野別委員会又は分科会に所属しています。

③課題別委員会（臨時の委員会）

社会が抱えるその時々課題のうち、特に重要な課題について分野横断的な委員構成で審議するために時限設置されるもので、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言します。

課題別委員会の設置については、提案者（会長、副会長、部長、常置又は臨時の委員会の委員長又は5名以上の会員）が所定の「設置提案書」を作成し、幹事会に諮った上で決定します。

【24期に設置した課題別委員会の例】

- 国際リニアコライダー計画の見直し案に関する検討委員会
 - ・文部科学省からの審議依頼を受けて設置。本計画を日本に誘致

することを日本学術会議として支持するには至らないという結論に達し、回答を文部科学省に手交。

●人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する委員会

- ・環境省からの審議依頼を受けて設置。統合管理のための省庁間施策連携と基礎自治体の専門組織力強化の必要性などを回答として取りまとめ、環境省に手交。

●科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方に関する委員会

- ・スポーツ庁からの審議依頼を受けて設置。障害者を含む多様な人が参画できるよう画一的でないスポーツ実践が必要であること、科学的エビデンスに立脚した指導方法が暴力削減に貢献できることなどを回答として取りまとめ、スポーツ庁に手交。

●自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会

- ・学術フォーラム「自動車の自動運転の推進と社会的課題について－移動の本能と新しい社会のデザイン－」を開催。完全自動運転実現に向けて、人文社会科学的な価値観・倫理観に配慮した人間中心のデザインと社会実装や、実証データの整備とエビデンスに基づく持続的な開発の必要性を提言「自動運転の社会的課題について－新たなモビリティによる社会のデザイン－」に取りまとめた。

●人口縮小社会における問題解決のための検討委員会

- ・未来のために「再生産」と「幸福」に注目すべきであり、いのちの再生産や持続可能な社会の働き方が必要であることを、提言「人口縮小社会」という未来－持続可能な幸福社会をつくる－」に取りまとめた。

●認知障害に関する包括的検討委員会

- ・学術フォーラム「認知症―予防と共生に向けて学術の取り組み」を開催。認知症との「共生」の理念を社会全体が共有する必要がある、そのためには新しい学術領域と基本的学術基盤を確立

するとともに、認知症を支える産業育成と持続可能な医療供給体制が必要であることを、提言「認知症に対する学術の役割 – 「共生」と「予防」に向けて –」に取りまとめた。

●オープンサイエンスの深化と推進に関する検討委員会

- ・データが中心的役割を果たす時代のルール作りや、データプラットフォームの構築・普及が必要であること、データだけでなく第1次試料や資料の永久保存体制も重要であることを、提言「オープンサイエンスの深化と推進に向けて」に取りまとめた。提言公表直後に、学術フォーラム「COVID-19 とオープンサイエンス」を開催。

(6) 分科会等

委員会には、以下のように下部組織を置くことができます。構成員になれる者の範囲や手当や旅費の支給の有無は、組織によって以下のように異なります。

分科会等には、委員会と同様、委員長1名（互選により選出）及び副委員長1名、幹事2名（ともに委員長による指名）が置かれます。

	設置できる委員会等	構成員になれる者	手当・旅費の支給
分科会	常置又は臨時の委員会及び幹事会附置委員会	会員又は連携会員 ※その分科会が置かれる委員会を構成する者以外でも可	支給される
小分科会	科学者委員会・国際委員会及び幹事会附置委員会の分科会	会員又は連携会員 ※その小分科会が置かれる分科会を構成する者以外でも可	支給される
小委員会	常置又は臨時の委員会の分科会	会員又は連携会員以外の者でも可	支給されない

以下では、(5)委員会、(6)分科会等の委員として活動する際、会員や連携会員が留意すべき点を記載します。

◇ **委員会、分科会等の開催における留意点** ◇

- ・委員会、分科会等の開催回数は、予算等の関係上、1年に3回程度となります。
- ・次回会議開催の日程は、会議の際に決めて下さい。後日改めて決める場合には、会議開催通知の事務手続きがありますので、遅くとも1か月以上の余裕をもって開催日時と議題等を事務局に御連絡願います。
- ・委員の2分の1（定足数）以上の出席がなければ、委員会、分科会等は成立しません。したがって、定足数を満たさない場合、手当や旅費の支給ができません。
- ・委員会、分科会等の幹事は、会議の記録を議事要旨（出席の委員、事務局職員名の記載を含む）として残す必要があります。議事要旨は一定期間事務局に保管されます。
- ・日本学術会議の施設外で会議を実施する場合、施設内の会議と同様の効力を持ちますが、その会議に事務局職員は原則として出席しません。その場合、会議終了後速やかに委員の出席状況を事務局に連絡のうえ、議事要旨及び配布資料を送付してください。
- ・委員会、分科会等の地方（＝東京23区外）での開催は、原則認められていません。但し、①シンポジウム等との同時開催、②地方開催の方が所要経費が少額、③手当・旅費が不要の場合等には、幹事会の承認を得て認められる場合があります。
- ・委員会、分科会等は、委員による自主的な運営が原則です。

【補足①：メール審議について】

日本学術会議における各種会議の開催は、面談会議によることが原則ですが、やむを得ない事情により時間的余裕が少ない場合や、審議時間を多く要しない場合などは、「メール審議」を行うことができます。

メール審議は、会議としての議決が必要な事項について、SCJ 掲示板（p33「(2) SCJ 掲示板について」参照）における意見交換、質疑応答を経た上で、電子メールによって議決を行うものです。メール審議も、会議の開催回数としてカウントされますが、開催に係る手当等の支給はありません。

【補足②：ビデオ会議について】

遠隔地の会員や連携会員の審議の便を図るため、委員の一部がビデオ会議ソフト（Skype 等）を利用して遠隔地から参加する「ビデオ会議」を行うことができます。この場合、遠隔地からの参加者についても、開催に当たっての定足数に含まれます（小委員会の場合を除き、手当の支払いの対象になる）。

ビデオ会議を実施する場合は、その委員会、分科会等の招集者は、あらかじめ事務局にその旨を申し出た上で、会議開催通知を発出します。実施に際しては、事務局が必要な支援を行います。

◇ ビデオ会議における留意点 ◇

- ・ビデオ会議の実施に際しては、機材等の準備・調整等の必要がありますので、会議開催通知の発出前（開催日の2週間以上前）までに事務局に連絡してください。
- ・安定的なシステム運用ができるかどうか、事前に、テストすることがありますが、御協力をお願いします。
- ・資料については、あらかじめ、委員にメールで送付又は掲示板に掲載します。そのため、会議資料とされる場合には、必ず、会議開催日の2日前までに、電子メール又は郵便等で事務局に送付してください。
- ・一部の委員のバージョンが古かったり、システムの設定が不適切なために、会議全体のシステムが停止、遅延等の障害を起こし、審議に支障を来すことがありますので、御注意をお願いします。

（7）地区会議

日本学術会議は、地域の科学者と意思疎通を図るとともに学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7つの地区会議を組織しています。これらの地区会議では、所属地区の会員及び連携会員が、関係大学等の協力を得て、地域の求める情報に即したテーマを設定した学術講演会の開催や科学者との懇談会、地区会議ニュースの発行などを行っています。

会員や連携会員は、原則として勤務地がある地区（勤務地がない場合は居住地がある地区）の地区会議に所属し、これらの活動に参加します。

【補足】所属する地区会議について

勤務地等の変更があった場合は、所属する地区会議は、自動的に変更されます。

なお、相当の理由がある場合には、科学者委員会と幹事会に諮った上で、勤務地又は居住地がある地区以外に所属を変更することも可能です。変更を希望する場合は、企画課広報係まで、ご連絡ください。

（８）若手アカデミー

若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、第 23 期から新たに「若手アカデミー」を組織し、若手科学者の視点からの提言等の表出、若手科学者間のネットワークづくりの促進、国際交流などの活動を行っています。

24 期では 6 つの分科会を設置し若手科学者の視点を生かした議論を実施するとともに、若手科学者間でのネットワークの構築に精力的に取り組みました。また、アジアの若手研究者の交流を図る会議に参加、主催するなど、各国の若手科学者との積極的な連携を行いました。

4. 日本学術会議の活動

以下では、日本学術会議の活動の概要と、それぞれに関わる会員や連携会員の皆様の活動について、ご説明します。

(1) 政府・社会に対する提言等

政府や社会に対し、次代を展望した、科学者としての専門的かつ信頼性のある見解を、提言等の形で提示する活動を行っています（意思の表出）。提言等の取りまとめに向けて、各委員会、分科会等において精力的な審議が行われています。

会員や連携会員は、各種委員会、分科会等に所属し、その審議に参画します。

日本学術会議が表出する提言等には、以下のような種類があります。

1. 政府等からの諮問、依頼を受けて表出するもの

答申：政府からの日本学術会議法第 4 条各号に掲げる事項に関する諮問に対し、意見を具申するもの

回答：関係機関からの審議依頼（日本学術会議法第 4 条の諮問を除く。）事項に対し、日本学術会議が回答するもの

2. 日本学術会議の発意で表出するもの

（日本学術会議法第 5 条各号に掲げる事項について）

勧告：政府に勧告するもの

要望：日本学術会議が政府及び関係機関等の実現を望む意思表示をするもの

声明：日本学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表するもの

提言：部、委員会、分科会及び若手アカデミーが実現を望む意見等を発表するもの

報告：部、委員会、分科会及び若手アカデミーの審議の結果を発表するもの

学術会議が公表する提言や意見の中には、互いに異なるもの、対立や矛盾するものが見受けられることがあることから、令和 2 年 1 月 31 日に、会長メッセージが公表されました。

◇会長メッセージ「提言等における異なる意見の発出の意義と重要性について」（令和2年1月31日）より抜粋

それらの提言や意見の中には互いに異なるものや、対立したり、矛盾したりするものが見受けられることもあります。環境問題や政策にかかわる課題については、100%正しい答えを出すことは難しく、複数の解決策や、拮抗する意見が出てきます。この場合、日本学術会議として統一した意見を取りまとめることは困難となります。しかし、だからといって意見の発出に躊躇することは、国民が享受しうる利益に反し、国民の不信を招く原因となります。とりわけ社会的関心が高く国民に多大な影響が及びうる問題や、不確定要素が多く時を追って状況が変化する緊急性が高い問題については、迅速に意見を述べて早急に対策を講じる努力を重ねることが必要です。

そこで、議論の結果がたとえ統一的な意見に達しなくとも、異なる意見の分布やそれぞれの根拠を明示する形で時機を得て提言等を発出することが、政府や国民の意思決定に利用可能な裏付けを提供することにつながります。その際、日本学術会議の責任を果たすためには、過去に発出された提言等も振り返り、それらとの関係性も考慮し、異なる意見との関係を解説することが必要となります。

【補足1】「会長談話」及び「会長メッセージ」について

これらの日本学術会議法や日本学術会議会則の規定に基づく「意思の表出」とは別に、会長が、日本学術会議に関する重要事項について広く国民に対して意見を表明する「日本学術会議会長談話」、主として会員や連携会員に対して意見を表明する「日本学術会議会長メッセージ」があります。

【補足2】「記録」について

提言等以外に委員会、分科会における審議内容を公表する形式として、「記録」があります。「記録」は日本学術会議としての意思の表出ではなく、当該委員会、分科会における審議を記録に残すものです。分野別委員会及びその下の分科会が作成する「記録」は関連する部の責任において、機能別委員会及び課題別委員会が作成する「記録」は当該委員会の責任において、それぞれ承認され、幹事会に報告された上で、外部に公表されるものとなります。

提言等の表出に際しては、その内容の適切性や過去に日本学術会議が出した提言等との整合性を確保するため、当該提言等の作成の主体となった委員会等の委員以外の第三者による、「査読」を行い、必要な改訂等を行った上で、最終的に幹事会における承認を得る必要があります※。

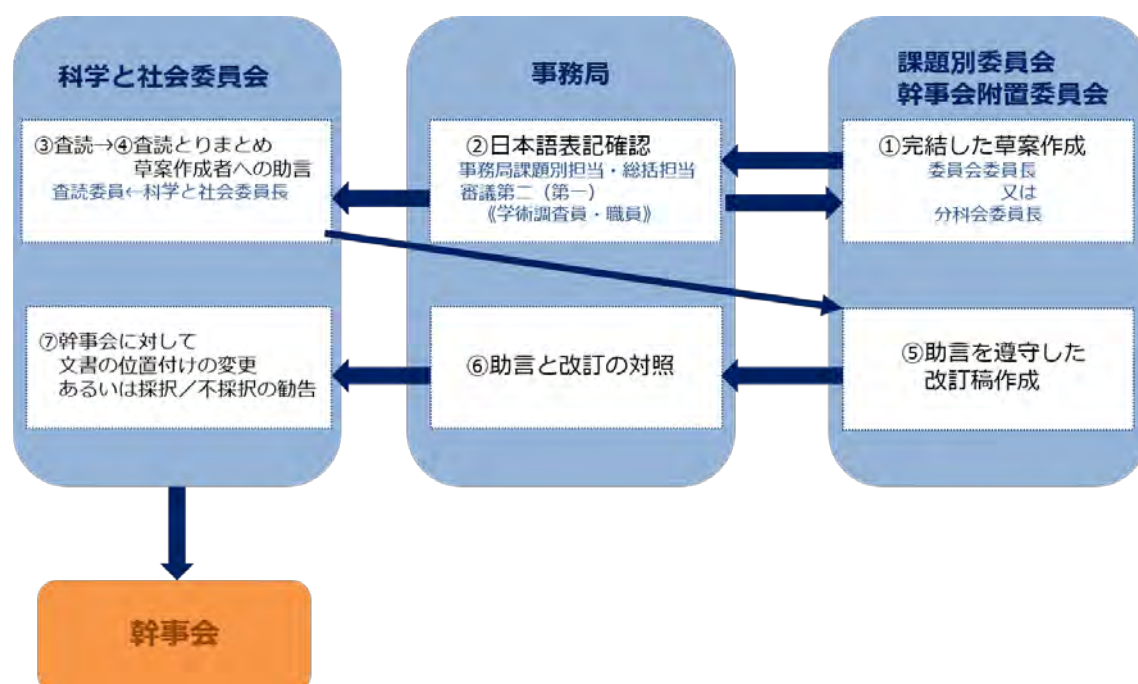
※ ただし、幹事会の全構成員が委員である課題別委員会、幹事会附置委員会については、その委員会での承認を幹事会の承認に代えることができます。

(参考) 提案者と査読を行う組織の整理

種類	表出主体	提言等の提案者と査読を行う組織	
		提案者	査読
勧告、要望、声明	日本学術会議	部、委員会の長	科学と社会委員会
提言、報告	部、委員会、分科会	部、課題別委員会、幹事会附置委員会の長	科学と社会委員会
		分野別委員会の長	部

※分科会の提言、報告については、その分科会が置かれる委員会の承認を得て、委員会の委員長が幹事会に提案します。

(参考) 査読の流れ (課題別委員会、幹事会附置委員会の場合の例)



なお、事務局における確認作業において、エビデンス等について本文中の記載の修正の必要が判明した場合には、作成者が必要な修正を施すこととなっています（「日本学術会議の意思の表出における取扱要領」（平成 18 年 6 月 22 日幹事会決定））。

また、提言等（報告を除く。）の公表後は、1 年以内に「インパクトレポート」（＝メディアや社会へのインパクトを記載したレポート）を作成し、幹事会に提出していただく必要があります。

以下では、委員会、分科会等が提言等の案を作成する際の留意点を記載していますので、提言等の執筆に当たる際、参考にしてください。

◇提言等の作成における留意点 一会長メッセージ「提言等の円滑な審議のために」（平成 26 年 5 月 30 日）より一部抜粋一

日本学術会議からの意思の表出（勧告、要望、声明、提言、報告、回答など。以下「提言等」。）は、社会が抱える課題や、国民の福祉増進につながる科学振興に関して、会員・連携会員が高い見識をもって審議にあたり、意見を集約して、政策等に関する提言や国民に対するメッセージを発するものです。

提言等は、幹事会附置委員会、機能別委員会、分野別委員会、課題別委員会、（ないしはそれらの下に設置された分科会）における審議の中で、起草、修正、推敲を経て取りまとめられ、提言等（案）として査読にかけられます。提言等を、政府・社会・国民にその趣旨が的確に伝わるものに仕上げる上で、当該の提言等（案）の審議・作成には直接係わらなかった会員・連携会員の中から選ばれる査読委員によって第三者的立場から行われる査読は、極めて重要なステップです。査読委員等からの指摘事項を踏まえて必要に応じた修正が施され、幹事会での審議の結果、承認されたものが、学術会議からの意思の表出となります。

（中略）以下に提言等を円滑に審議にかけるためのポイントをまとめましたので、提言等作成の際の参考としていただければ幸いです。

★提言等作成上のポイント

【形式面】

○論理展開

提言等においては、その背景にある現状や課題の説明が重要です。例えば、以下のような議論の流れが想定されます。

- ① どのような現状があるのか。
- ② その現状の何が問題であり、その問題を看過した場合どのような事態が想定されるか。

- ③ 問題を解決するには具体的にどのようなことがなされるべきか。
- ④ そのような解決策によってどのような効果が期待されるか、また、それによる負の影響はどうか。
- ⑤ 提言：誰が何をすべきか。提言する対象を明確にし、具体的な提言内容を記す。

○ 読みやすさ

提言等が想定する読み手は、学術会議外の多くの方々です。本文は最大限でも20ページを標準とした上で、適切な小見出しをつける、わかりやすい図を用いる、文を短く完結させる、など文書としての読みやすさへの工夫が必要です。テーマによっては専門的な用語等が頻出するものがありますが、用語解説を付加するなどによって、専門家でなくても理解できるよう、丁寧な説明が求められます。

○ 要旨について

忙しい読み手は要旨だけを読むことも想定されます。要旨は簡にして要を得たものでなければなりません。要旨の長さに決まりはありませんが、だいたい2ページ以内に収めるのが目安ではないかと思います。簡潔にすると同時に、要旨のみでも独立した文章として読めることが必要です。

○ 記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献の明記

例えば、「世界をリードしている」、「我が国では立ち遅れている」、「〇〇が増加（減少）傾向にある」などの記述については、その根拠となるデータ等が求められます。論拠となる出典を明示した evidence-based の立論であることが重要です。図表等を用いる場合において、出典がある場合は明記が必要です。

○ 適切な引用等

提言等の記述において他の文書からの文章表現を採り入れる場合には、適切な引用を行うことが肝要です。いわゆる「コピペ」問題が世間を騒がしている中、万が一にも学術会議からの文書に不適切な事例が発生するようなことがあれば、学術会議への信頼が大きく毀損されることになります。

たとえ自分が書いた既発表の文献でも、適切な引用を行うことはもとより、著作権が当該学術誌や出版社に帰する場合には適切な著作権使用許諾を得る必要があります。

引用（他の文書からの文章表現を採り入れそのまま記載する事や、参考文献の内容を要約して記載すること）のルールは分野等によって異なり、学術会議においても統一のルールはありません。とはいえ、引用にあたっては、

- ① 引用の必要性

- ② 明瞭区分性（他の文書からの文章表現を採り入れそのまま記載する場合は「 」でくくるなどにより、区分していること）
- ③ 主従関係（量、質ともに他の文書からの文章表現が「従」の関係であること。量については、各章において一つの論文からの文章表現が半分以下であること。）
- ④ 出典・参考文献の明示

の4点が原則としてすべて満たされていることが、著作権とこれに関わる最高裁判決等の観点から最低限必要です。また、参考文献の内容を要約して記載する場合には、内容をゆがめないよう細心の配慮が必要です。

【 内容面 】

○ 学術会議から既出の提言等との関係

提言等は学術会議として表出するものですから、扱っているテーマに関して過去に表出したものとの関係性に留意する必要があります。単に既出の提言等を挙げるだけではなく、それらの内容を踏まえ、それらと現状分析を土台とした新たな議論を展開することが求められます。

○ 利益誘導と誤解されることのないような配慮

例えば、資金配分を必要とするような新たな施策を提案する場合、それが社会に対してどのような意義をもつか等の説明が重要となります。科学者の利益誘導と社会から誤解されないよう、読み手が納得する論拠に立った論旨、および提言内容となっていることが必要です。特に、自分分野の利益優先や特定の組織への利益誘導と誤解を受けることのないよう、高い見識による提言等とすることが求められます。

○ 委員会・分科会の設置趣旨と整合した提言等

分野別委員会・分科会からの提言等の場合、当該委員会・分科会の設置趣旨に即した審議に基づくものであることが求められます。当該分野からの提言として必然性のある問題提起であることが明確に伝わる必要があります。例えば、研究振興や人材育成などに関して、その委員会・分科会が扱う特定分野を遥かに超えるような施策を議論するのであれば、課題別委員会を設置するなどして、学術会議としての取組を議論する場を設けることが適切となります。

（２）科学リテラシーの普及・啓発

学術的な研究成果を国民に還元するための活動として、学術フォーラムやシンポジウム、サイエンスカフェ等を開催しています。

- 学術フォーラムは、国民の関心の高い問題を中心に、日本学術会議が主催して年 10 回程度開催するものです。
- シンポジウム等は、委員会や分科会が主体となって、学術研究団体等と連携して、各種の学術上の課題について、積極的に開催するものです※¹。
- サイエンスカフェは、科学者と市民が、科学を話題に、リラックスした雰囲気の中で気軽に討論することを狙いとしています。
- 公益財団法人日本学術協力財団が発行する月刊誌『学術の動向』に、編集協力しています。具体的には、広報委員会委員が内容の企画を検討し、その企画に応じて会員及び連携会員が原稿の提供を行っています※²。

※ 1 学術フォーラム以外のシンポジウム等の開催については、旅費や手当、講師謝金の支給は認められていません。なお、共催団体等による実費支給は可としています。

※ 2 会員や連携会員の皆様は、『学術の動向』の原稿の提供等にご協力をお願いします。

◇ シンポジウム等における留意点 ◇

・委員会、分科会（以下「委員会等」）のシンポジウム等の開催については、事前に関係部の承認を得た上で、幹事会の承認を得る必要があります。したがって、対外的な広報のため、ポスター等を日本学術会議のホームページに掲載するには、開催の2か月前の幹事会に間に合うように、事務局にプログラム等を御提出いただく必要があります。

・シンポジウム等を開催するには、主催する委員会等の**委員の複数**が、挨拶、講演、報告などにより実際に参画している必要があります。また、**一般に公開**され、**参加費が無料**であることが原則となります。参加の資格要件がある場合や参加費を徴収する場合等、国の機関が主催するにふさわしくない場合は、委員会等が主催することはできません。

なお、実質的には学協会が主催するものである場合は、主催者、講演内容等が一定の基準を満たせば、日本学術会議が「後援」することができます。

・会場は、日本学術会議の講堂や会議室等を使用できます。事務局は、シンポジウム等の事務局としての業務や当日のお手伝いはできませんが、事前の必要な機

材の用意、会場の確保等についてはご相談ください。

- ・土・日曜日及び祝日における、シンポジウム等のための日本学術会議講堂の使用については、全体で年度内で 32 回まで（学術フォーラムの回数を含む）という制限があります。したがって、できるだけ、平日の開催や、外部の施設での開催をお願いします。
- ・シンポジウムの開催後、その概要に係る報告を事務局に提出することとなっていますので、ご留意願います（概ね 1 か月後）。

（３）科学者間ネットワークの構築

学術研究団体及びその連合体のうち、日本学術会議の活動に協力することを申し出、科学者委員会並びに幹事会で承認されたものを「日本学術会議協力学術研究団体」として指定し※、協力関係を構築しています。

※令和 2 年 9 月現在、2,071 団体を指定。

また、日本学術会議の活動は、首都圏など大都市圏に偏りがちですが、日本各地の科学者との連携・協力を強化して、その役割の発信に努める必要があることから、p16 にあるように、全国を 7 つの地区に分けて「地区会議」を組織し、活動を行っています。

(4) 国際活動

国際活動の全体像

日本学術会議の国際活動

日本学術会議は、我が国を代表する科学アカデミーとして、学術の進歩と世界の諸問題の解決に寄与するため、国際学術会議の開催や国際学術団体・各国アカデミーとの協働を始めとする様々な国際活動を展開している。

Gサイエンス学術会議、サイエンス20 (S20) への参加

- G7各国の科学アカデミーがG7サミットに対し、G20各国の科学アカデミーがG20サミットに対し共同で世界の重要課題に関する科学的提言を行う。
- 日本学術会議も毎年共同声明の取りまとめに参画し、日本では、日本学術会議会長が内閣総理大臣に手交。

国際学術会議の共同主催

- 我が国で開催される重要な国際学術会議について、毎年度、閣議了解を得て、学術研究団体と共同で主催。
- うち、数件の会議を皇室ご臨席の会議として実施。

国際シンポジウムの開催

- 日本学術会議は、日本の科学者を代表するアカデミーとして、世界各国からの研究者の参加を得て「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」を毎年開催。
- 地球規模の課題について毎年テーマを設定し、その解決策を探る。

日本学術会議



アジア学術会議(SCA)の運営・開催

- アジア地域での学術交流と協力を促進するための基盤を提供。アジア18カ国・地域のアカデミー等で構成。
- 日本学術会議が事務局となり、各国持ち回りで毎年国際会議を開催。

国際学術団体への加盟・会員等の代表派遣

- 世界最大の分野横断型学術団体であるISCを始め、44の国際学術団体に我が国を代表して加盟。
- 会員等を派遣することにより、国際学術団体の運営に参画するとともに、世界の科学者と連携。

フューチャー・アース(FE)の国際的展開

- FEは、持続可能な地球社会の実現をめざす国際協働研究イニシアティブ。
- 日本学術会議は、カナダ、フランス、スウェーデン、米国とともに、分散型連携事務局連合を形成し、FEの国際的展開の一翼を担っている。

① 国際学術団体への加盟・貢献、代表派遣

- 国際学術会議 (ISC)、インターアカデミーパートナーシップ (IAP) 等、44 の主要な国際学術団体に日本の代表機関として加入しており、このうち 42 の団体に分担金を拠出しています。これら国際学術団体における活動の推進と適切な見直しのために国際委員会と分野別委員会の傘下に、対応分科会を設置しています。
- これらの国際学術団体等が開催する国際会議等に日本学術会議の代表を計画的に派遣し (代表派遣)、また、役員等を務めることにより、世界の学会との連携を深め、学術に関する国際的な研究の連絡を促進し、学術の発展を通して国際社会に貢献しています。

代表派遣の主なスケジュール

11 月～翌年 1 月上旬

次年度中の代表派遣会議、派遣候補者募集

※希望される方は所属する委員長にご相談ください

2 月

国際委員会、幹事会にて実施計画の承認

2 月以降

幹事会にて、派遣者の正式決定

派遣後（帰国後 1 ヶ月以内）

報告書等の提出

②各国アカデミーとの連携・交流

G7 サミットに先立って開催される G サイエンス学術会議[※]や G20 サミットに先立って開催されるサイエンス20(S20)[※]に参加し、それぞれサミットに向けた共同声明を取りまとめ、内閣総理大臣に手交しています。韓国、中国などの国々のアカデミーと協力協定や覚書を締結するなど、各国アカデミーと交流を行っています。学術交流を行う国は、学術会議の活動等を勘案して、国際委員会により選定されています。

※ G サイエンス学術会議

G7 サミット参加各国の学術会議（科学アカデミー）が G7 サミットに向けた政策提言を目的として平成 17 年に発足しました。同会議では世界の重要課題に関する科学的な政策提言のための共同声明を取りまとめ、G7 サミット参加各国の政府首脳へ提出しています。

※ サイエンス20(S20)

G20 サミット参加各国の学術会議（科学アカデミー）が、G20 サミットに向けた科学的な政策提言を目的として、ドイツの国立科学アカデミー・レオポルディーナの提唱により、平成 29 年に発足しました。

③アジア学術会議の運営・開催

アジア学術会議（SCA）は、アジア諸国間の科学の現状に関する情報交換、アジア地域における幅広い科学分野の共同研究と協力の促進、アジアの科学者間の相互理解と信頼の深化を目的に、日本学術会議の提唱に賛同したアジア各国の科学アカデミー等により平成12年に設立された国際学術団体です。

第1回の会合が平成13年にタイで開催され、以降毎年、加盟国が持ち回りで会合を開催しています。

事務局は日本学術会議に置かれており、日本学術会議の会員又は連携会員が事務局長を務めSCAの運営を担っています。

④国際学術会議・シンポジウムの開催並びに後援

- 国内で開催される学術研究団体が主催する国際会議のうち、科学的諸問題等の解決に資する重要な会議について、昭和28年度以降、共同主催を行い、学術研究の発展や研究者間の交流促進等に貢献しています。これらの国際会議（共同主催国際会議）は、閣議口頭了解に基づき開催されており、例年、皇室の御臨席を賜る機会も得ています。
- 平成15年度以降、「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」を毎年開催し、科学者の役割について国際的な議論を行っています。
- 国内で開催される学術研究団体等が主催する国際会議のうち、申請がある場合、後援名義の協力を行っています。

⑤フューチャー・アースの国際的展開

日本学術会議は、持続可能な地球社会のための新しい国際的研究プログラムであるフューチャー・アースをステークホルダーとの連携を強めつつ積極的に推進するとともに、他の4ヶ国と共に分散型連携事務局連合を形成し、フューチャー・アースの国際的展開の一躍を担っています。

○共同主催国際会議について

●申請要件

- ・国際学術団体（母体団体）が日本開催を決定していること
- ・関係分野に影響を与え学術の振興に寄与するものであること/等

●選定方針（第 24 期）

- ・国内外の学術の発展に資するもの
- ・準備及び運営の体制が整備されているもの
- ・開催計画が適当であるもの
- ・市民公開講座など一般市民に還元するプログラムを企画しているもの/等

●共同主催の審議・決定

- ・国際委員会に置かれる国際会議主催等に関する分科会及び国際委員会にて審議
- ・上記分科会の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て候補を決定
- ・幹事会にて候補となった国際会議につき、閣議口頭了解を得ることで決定

●開催支援

- ・会場借料等[※]の一部負担
- ・皇室御臨席の調整
- ・日本学術会議会長あるいは副会長による主催者挨拶
- ・総理大臣メッセージ取得

※会場借料（学術的使用分）、基調講演者等の滞在費を予算の範囲内で負担

○後援について

●申請要件

- ・国際学術団体（母体団体）等が日本開催を決定していること
- ・国際会議の主題となる研究が、我が国及び世界の進歩に貢献するものであること/等

●後援の審議

- ・国際委員会に置かれる国際会議主催等に関する分科会及び国際委員会にて審議
- ・上記分科会の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て可否を決定

●開催支援

- ・後援名義の協力

（５）緊急事態時における活動

日本学術会議は、平成 26 年 2 月、東日本大震災の際の経験を活かしつつ、緊急事態時に、よりスムーズに審議体制を整え、迅速かつ的確に必要な活動を展開できるようにするため、新たに「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」を策定しました。

この指針では、緊急事態時^{※1}に、

- ① 会長を委員長とする「緊急事態対策委員会」を設置し、当該緊急事態に関する審議を行うことにしています。
- ② また、会長の指揮の下、日本学術会議として、
 - ・できるだけ早期の、当該緊急事態に関する見解の表出^{※2}
 - ・日本学術会議内での情報共有や社会全体への情報発信
 - ・政府や国内外の関係機関との連携のための働きかけなどの取組を行うことにしています。

緊急事態においては、会長から、会員及び連携会員に対し、緊急事態が発生したこと、必要に応じて緊急事態に関する審議など日本学術会議として必要な活動への協力を求めることについて、周知を行うことにしています。

会員及び連携会員には、上記のような取組に積極的に参画し、日本学術会議として緊急事態において求められる役割を十分に果たせるよう、協力することが求められます。

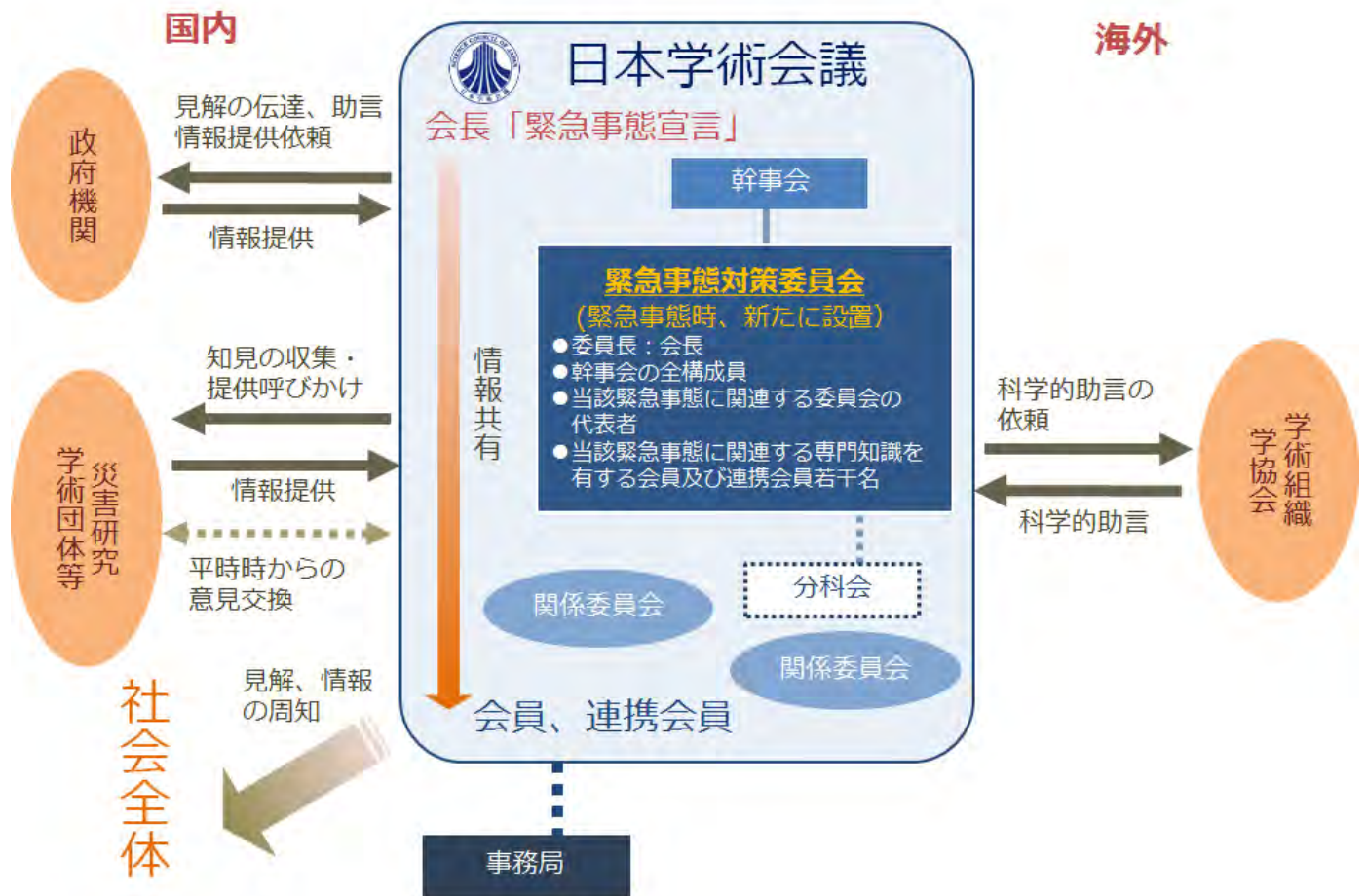
※1 ここでは「緊急事態」とは大規模な災害等、社会に重要な影響を及ぼす突発的事態が生じ、日本学術会議として科学的見地から見解の表出をはじめとする迅速な対応が求められる状況をいいます。

※2 日本学術会議として短期間で結論を出すことが求められる事態を想定し、

- ・社会における突発的な事態の発生等により、概ね 1～2 週間の準備期間を経て、「会長談話」や「幹事会声明」等の形式で日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の助言・提言活動
- ・政府からの要請等に基づき、概ね 3～4 か月程度の審議機関を経て日本学術会議の見解をとりまとめる「早期型」の助言・提言活動

が、平成 23 年の「幹事会申合せ」により位置付けられています。

(参考) 緊急事態時における活動のイメージ



5. その他

(1) 日本学術会議事務局について

日本学術会議は、昭和 45 年以降、東京都港区六本木の 6 階建ての建物に所在しており、講堂や会議室のほか、事務局が置かれています。事務局には、局長、次長のほか、課・室に職員が配置され、会員及び連携会員の日本学術会議における活動をサポートする役割を担っています。

【主な事項の照会先】

総会、幹事会に関すること	企画課審査係 電話:03-3403-3768 FAX:03-3403-1260 メール: scj.shinsa.r8j@cao.go.jp
日本学術会議パンフレットなどの広報、地区会議に関すること	企画課広報係 電話:03-3403-1906 FAX:03-3403-1260 メール: scj-kouhou.f3t@cao.go.jp
学術フォーラム、SCJ 掲示板に関すること	企画課情報係 電話:03-3403-6295 FAX:03-3403-1260
会員・連携会員の人事に関すること	管理課総務係 電話:03-3403-3793 FAX:03-3403-1075 メール: kaisen25-scj.v4d@cao.go.jp
科学に関する重要事項の審議に関すること(部、分野別委員会、課題別委員会など)	参事官室(審議担当) (第1部関係) 電話:03-3403-5706 メール: ichibu-scj@cao.go.jp (第2部関係) 電話:03-3403-1091 メール: nibu-scj@cao.go.jp (第3部関係) 電話:03-3403-1056 メール: sanbu-scj@cao.go.jp FAX(共通):03-3403-1640
国際会議に関すること	参事官室(国際担当) 国際会議担当 電話:03-3403-5731 FAX:03-3403-1755 メール: scj.kokusaikaigi.h5j@cao.go.jp
代表派遣に関すること	参事官室(国際担当) 国際業務総括担当 電話:03-3403-5731 FAX:03-3403-1755 メール: kokusaidaihyohaken.group@cao.go.jp

あらかじめお届けいただいている住所、所属等に変更が生じた場合には、速やかに事務局へメール等で御連絡ください。

(2)「SCJ 掲示板」について

平成 24 年度、会員や連携会員間での情報交換を目的として、電子掲示板を導入しました。掲示板では、各委員会、分科会等ごとにフォーラムが作成され、メール審議における意見交換（p15「補足①」参照）や情報共有などに活用されています。

掲示板を利用するには、アカウントを取得し、ログインすることが必要です。会員や連携会員には、事務局から「ユーザー名」と「初期パスワード」が送付されますので、パスワードの変更など必要な手続きを行った上でご活用ください。

『日本学術会議憲章』

(平成 20 年 4 月 8 日 第 152 回総会決定)

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成 25 年 1 月 25 日）（抄）

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

（研究活動）

- 7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

- 8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 10 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

Ⅲ. 社会の中の科学

(社会との対話)

- 11 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 12 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

- 13 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

Ⅳ. 法令の遵守など

(法令の遵守)

- 14 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 15 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 16 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

[illegible]

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings present.



【アクセス】

東京メトロ千代田線「乃木坂」駅
青山霊園方面 5 番出口 徒歩 1 分

庁舎内フロア案内

6 階	6-A 会議室、6-B 会議室、6-C 会議室
5 階	5-A 会議室、5-B 会議室、5-C 会議室、 5-D 会議室
4 階	部役員控室、図書館、参事官室（審議第 1 担当、審議第 2 担当）
3 階	会長室、副会長室、事務局長室、次長室、 企画課
2 階	大会議室、特別室、管理課、参事官室（国 際業務担当）、アジア学術会議事務局
1 階	講堂、自動販売機コーナー、ラウンジ